

第 1 1 回軽米町議会定例会令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会

令和 6 年 9 月 1 1 日（水）

午前 1 0 時 0 0 分 開 議

議 事 日 程

- 議案第 1 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算（第 2 号）の専決処分に関し承認を
求めることについて
- 議案第 2 号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求め
ることについて
- 議案第 3 号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 4 号 令和 5 年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 号 令和 5 年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 号 令和 5 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 号 令和 5 年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 8 号 令和 5 年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 9 号 令和 5 年度軽米町水道事業会計決算の認定について
- 議案第 1 0 号 令和 6 年度軽米町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 1 1 号 令和 6 年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 2 号 財産の取得に関し議決を求めることについて

○出席委員（１１名）

1 番	田 中 祐 典 君	2 番	甲 斐 鉦 康 君
3 番	上 山 誠 君	4 番	西 舘 徳 松 君
5 番	江刺家 静 子 君	6 番	中 村 正 志 君
7 番	田 村 せ っ 君	8 番	茶 屋 隆 君
9 番	大 村 税 君	1 0 番	細谷地 多 門 君
1 1 番	本 田 秀 一 君		

議 長 松 浦 満 雄 君（同席）

○欠席委員（なし）

○地方自治法第１２１条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 本 賢 一 君
副 町 長	江刺家 雅 弘 君
総 務 課 長	日 山 一 則 君
政 策 推 進 課 長	野 中 孝 博 君
政 策 推 進 課 主 幹	鶴 飼 義 信 君
会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長	寺 地 隆 之 君
町 民 生 活 課 長	鶴 飼 靖 紀 君
健 康 福 祉 課 長	竹 澤 泰 司 君
健 康 福 祉 課 主 幹	日 向 安 子 君
産 業 振 興 課 長	小笠原 隆 人 君
産 業 振 興 課 主 幹	輪 達 隆 志 君
地 域 整 備 課 長	神久保 恵 蔵 君
水 道 事 業 所 長	神久保 恵 蔵 君
教 育 委 員 会 教 育 長	小 林 昌 治 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長	古 舘 寿 徳 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	輪 達 ひろか 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	日 山 一 則 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小笠原 隆 人 君
監 査 委 員	西 山 隆 介 君
監 査 委 員 事 務 局 長	関 向 孝 行 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 主 任
議 会 事 務 局 主 事

関 向 孝 行 君
竹 林 亜 里 君
山 下 海 斗 君

◎開議の宣告

○委員長（茶屋 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は11人であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

開会してからですけれども、皆さんにお願いでございますけれども、始める前にも私お願いしたと思っておりますけれども、発言するときは挙手をして、委員長の許可を得て、それから発言してください。あと、質疑するときにはなるべくまとめて簡潔に質疑してください。あと、たくさんの質問がある場合は、まずまとめてやるようにすれば時間の短縮になると思いますので、よろしくご協力していただきたいと思います。できれば今日で終わると思いますので、よろしくお願いいたします。

（午前 9時58分）

◎議案第4号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、議事に入ります。昨日の時点で答弁漏れの部分がございますので、そちらから、7款商工費の部分で、産業振興課長、小笠原隆人君、大村委員の質問に対して答弁をお願いいたします。

○産業振興課長（小笠原隆人君） 昨日の7款の商工費のところで、大村委員から質問のあった商工会の会員の数、数字のことについての答弁をさせていただきます。

昨日調べたところによりますと、平成15年のところからしか分からないということで、そこからの数字をいただきました。平成15年の当初は265人の会員がいらっしゃったそうです。ずっと変遷していきまして、結果的に令和5年、昨年の期末で、最後の令和6年の3月には187人ということで、80人ぐらいの方が脱退しているということのようでございます。その中でも、令和元年は16人、令和2年については22人ということで、すごく多くの方が脱退しているということでございます。ちなみに、昨年は加入が2人あって、脱退が13人あったというところで、その中で廃業された方が9人あったということでございます。その廃業の理由ですが、高齢化が6人、あと事業者の方が死亡、亡くなられたというところが3人ということでございます。いずれにしてもかなり減っております。ここ3年ぐらいは1桁台でございましたが、昨年は13人の方が脱退しておるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員よろしいでしょうか。

○9番（大村 税君） はい、よろしいです。

○委員長（茶屋 隆君） では、もう一件。

○ 9 番（大村 税君） ちょっといいですか。

○委員長（茶屋 隆君） 大村委員。

○ 9 番（大村 税君） 会員が少なくなったことの要因については、今るる説明いただきまして、理解いたしました。町としての商工振興のことについての……

〔何事か言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） すみません、発言中は聞いてください。

○ 9 番（大村 税君） 今後どのような振興策を講じようとしているか、考えあるのか、そのお考えをお聞かせ願いたい。

○委員長（茶屋 隆君） 産業振興課長、小笠原隆人君。

○産業振興課長（小笠原隆人君） ただいまの大村委員の質問にお答えいたします。

今までについてもいろいろと資金の貸付けですとか、利子補給ですとかということと、あとはいろんな今までも事業者支援ということでコロナのときもやってまいりましたので、継続してそういうところを続けていくというような支援をしているのがいいのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○ 9 番（大村 税君） できるだけ振興を図っていただきたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

それでは、もう一件 10 款教育費、教育総務費の部分の答弁漏れありましたので、教育委員会事務局主幹、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局主幹（輪達ひろか君） それでは、昨日中村委員からご質問いただきました教育総務費のところ、軽米高等学校教育振興会事業費補助金の中の部活動に関する経費、事業は幾らになるかというご質問でした。昨日資料がなくて回答できませんでした。申し訳ありませんでした。

部活動に関する補助金としましては 137 万 3,297 円となっております。内容につきましては、各部活動コーチの謝礼、それから大会への引率費や旅費、あとは各種大会の参加料、宿泊費、あとは文化部ですと吹奏楽部の楽器とか書道部の展示作品の運搬に関する経費等も含まれております。

以上です。よろしくお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

中村委員。

○ 6 番（中村正志君） 部活動に関しての大会、派遣費の補助ということで、高校の場合はまず本来ならば自分たちで賄うべきなのではしょうけれども、そこで私なぜこれを聞いているかといいますと、中学校の県大会とか東北大会等に行く場合の自己資金というのですか、今のも出ていると思うのですけれども、それと比較した場合に果

たして同じような計算の仕方で支出されているのかどうかというふうなことを私はお伺いしています。今日資料要求で、これあまり詳しい資料ではないなと思っていましたけれども、大会に行ったときの実績等が出ていましたけれども、どちらかというと自己資金も半額出さなければならない、中学校の場合はですね。義務教育の中でそういうふうな支出をされている中において、高校がどうなのかなというふうなことをちょっと疑問に感じたので、質問させていただきましたけれども、ただこの百三十何万円支出していますよというふうなことで承っているようではけれども、その辺の計算の仕方というのはどのように把握されているのかなということをお伺いしたいです。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局主幹、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局主幹（輪達ひろか君） 軽米高等学校教育振興会の補助金でございますので、こちらは軽米高等学校教育振興会のほうで計算して有効にご利用いただいていると思っておりますので、この枠の中で運用していただくということでこちらは理解しております。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 果たしてそれでいいのかなというふうに私は思いますけれども、あげたから好きなように使ってくださいと、果たしてどうなのかなと。県立高校、それこそ入学者数が減っているから何とかそれを確保しようと、それはそれでいいのですけれども、だったらまず高校に対する補助のレベルも義務教育である中学校に対する補助のレベルも同じ考え方を当然しなければならないのではないかなと。逆に義務教育である中学校のほう負担が大きいというふうになればちょっとうまくないのではないかなと、まず私が心配しているのはそこなのです。

ですから、そのこのところ、補助金としてあげたから好きなように使ってくださいで果たしていいのかなと。補助金の支出側として、果たしてそれでいいのかなと。もう少し厳密に、税金を使ってやっているのしょうから、そこら辺は公平性というものを考えて、補助金をあげるという、別に補助金をあげては駄目だよということではないのですけれども、やる場合においてその辺のところをきちんと教育委員会事務局としても把握した上でやるべきではないのかなというふうに私は思います。それは、必ずやはり誰かから言われるのではないかなと、私は突っ込まれて、それをちゃんとした形で答えられるのかなというふうなのがちょっと心配な部分でもあります。ですから、その辺のところをきちんとしておくべきではないかということではけれども、いかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） では、中学校の部分に関しては教育長から、高校の部分に関しては町長から答弁いただいたほうが分かると思いますので、そのほうがいいでしょ、

担当者が答えるといったって大変だよね。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ちょっと事務的な部分、私のほうでよろしければ。

○委員長（茶屋 隆君） では、教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） おはようございます。ただいまのご質問にお答えいたします。

軽米高校を応援するという意味で、町のほうで公費で補助金を差し上げていると。その部分に関して、まず中村委員おっしゃる部分も分かるのですが、できるだけ制約を設けずに学校のほうで使いやすい用途等を選択していただくという考え方の下で、こちら運用しているという形を取らせていただいております。確かに高校と中学校でそういう自己資金の部分、個人負担の部分という議論のほう、私たちも気づきませんでした、その部分についてはこれから勉強させていただきます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） いいです。

○委員長（茶屋 隆君） では、教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） では、資料要求がありましたので、皆様のほうに配布してございます。昨日委員会のほうでのご説明した部分の資料となりますので、説明のほうは省略させていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 配布で了承したということで、分かりました。ということでございます。よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） それでは、昨日は10款教育費の3項まで終わっておりますので、今日は10款教育費、4項社会教育費から入ります。では、社会教育費、4項だけです。4項を教育委員会事務局で説明お願いいたします。

教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） では、10款教育費、4項社会教育費の部分についてご説明いたします。主要施策の説明書20ページをお願いいたします。決算書については、174ページからとなります。

では、主要施策の説明書のほうで説明させていただきます。（1）、魅力ある社会教育の推進ということで、①、学校・家庭・地域の連携協力推進事業、こちら国庫補助の入った事業になります。事業費は631万3,000円、主な事業といたしましては、ア、家庭教育支援事業ということで、講座等を開いて709名の参加いただいております。イということで、町内の小学校に3か所ですけれども、放課後子ども教室を開設しております。こちら延べ442日間で6,981人の児童を

お預かりしたというような形になっています。ウということで、学校と地域の協働推進事業ということで、学校地域支援本部、こちらは学校図書館等の充実プラス高校にも行って、そういう部分の活動の支援をしているという部分になります。

②ということで、体験的な活動機会の充実、こちらは事業費については18万4,000円となっております。アとして、音更町相互訪問交流研修事業、こちらコロナ禍明けましたので、復活という形で昨年度から開催しております。7月25日からの受入れから、訪問が8月9日までということで児童15名が参加しています。イとして、子ども会リーダー研修会、こちら11月に1泊2日で参加15名となっております。

③、二十歳のつどいの開催ということで、令和5年度に関しましては8月15日、対象者87名に対し出席者44名により開催いたしました。

④、芸術文化活動の推進ということで、青少年劇場ですけれども、小学校低学年、高学年、中学校ということで、3年で一巡するような形を取っております。昨年度に関しましては、小学校高学年が対象で、4年生から6年生163人につきまして「しゃみせんいろいろ」ということで、芸術に親しんでおります。事業費は29万7,000円となっております。

⑤、社会教育関係団体補助ということで、アからオの5つの団体に対しまして18万7,500円を補助金として交付しています。各団体への補助額については、括弧書きにて記載しております。

続きまして、主要施策の説明書21ページに入らせていただきます。決算書は176ページからとなります。（2）、生涯学習の推進ということで、①、生涯学習カレンダーの発行、こちら全世帯あるいは主要な施設等へ配布ということで3,600部を50万3,000円の事業費で作成し、配布しております。

②、住民の手による生涯学習フェスティバル実行委員会の支援ということで、こちら実行委員会を支援しております。2月3日に生涯学習フェスティバルのほうは開催いたしました。17の個人、団体等の出演をいただいております。

③、教育振興運動集約集会講演会ということで、2月10日ですけれども、こちら事業費2万7,000円で開催しております。なお、この題材ですけれども、子供たちのスマホとかゲーム依存という部分を取り上げた講演をいただきました。

④ということで、生涯学習地域づくり実践活動の助成、共食事業実施ということで、共食事業とも重なる部分があります。各地区やグループ、教育機関等での講習会、学習会等の派遣要請があった場合に助成をしております。こちら、事業費は23万1,000円となっております。

（3）ということで、中央公民館の運営ということで、公民館事業として高齢者教室の寿大学のほうを開催しております。全10回の講座で延べ366人の出席を

いただいております。事業費は1万5,000円となっております。

②ということで、第44回軽米町民文化祭の開催、こちらですけれども、時期によってどうしても限られる部分がありますので、さつき・盆栽展等については6月に開催しているという形になっております。それからステージ発表会、12月3日、あと展示部門は12月1日から3日ということで、こちらは宇漢米館の開館に併せたオープニングイベントとして開催した部分もございます。

それから③、町民講座の開催ということで、13教室で合計58回の開催をしております。事業費は34万1,000円となっております。

④、自治公民館連絡協議会事業の支援ということで、ア、夢灯りですが、こちら天候の関係で昨年は実施いたしませんでした。それから、イということで、自治公民館長・生涯学習推進員研修会ということで、7月20日に開催しております。

続いて、主要施策の説明書22ページをお願いしたいと思います。ここからは、決算書については178ページからとなります。（４）、町立図書館の運営ということで、事業費43万5,000円となっております。こちら蔵書の受入れが2,275冊、それからトータルの蔵書冊数は5万1,244冊、閲覧のための新聞6種、あと雑誌14種を取っております。

②ということで、図書の貸出になります。こちらですけれども、昨年引越しの部分がありましたので、9月から11月まで3か月間お休みをいただきました。年間の開催日数は、その分少なくなっています。昨年度時点での登録者数は1,436人、年間貸出者数は3,347人、貸出冊数は1万3,914冊となっております。

続いて、③、読書普及と利用の拡大ということで、読書に関する名称はそうなりましたが、昔で言う読書感想文コンクールという形での作品募集を行いました。応募は432点、入賞56点となっています。事業費は20万2,000円となっております。

④ということで、図書館情報システム運用業務委託ということですが、こちら図書館での主催事業及び図書館の運営という部分で軽米教育施設運営会のほうへ委託している部分があります。そちらの部分の事業費等も含めています。運営の中では、おはなしの会あるいは司書講座、ブックスタート事業等を行っております。なお、この図書館の部分の一番下、学校図書館支援ということで、町内の各小、中、高校に月に2回程度ですけれども、巡回して学校図書室の充実のほうのお手伝いをしているというような形になっています。

（５）、文化財の保護と活用ということで、最初に①ですけれども、郷土芸能保存会の活動支援と郷土芸能の発表・鑑賞機会の提供になります。昨年度に関しては、郷土芸能発表会ですけれども、12月3日、軽米町民文化祭のほうと併せて開催させていただきました。こちらオオープニングイベントの一環という形で進めさせて

いただきました。

それから、②ということで、町内遺跡発掘調査事業ということで、国庫補助事業となります。こちら出土した木製品の保存処理ということで、事業費 231 万 6,000 円を支出しています。

4 項については以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

それでは、10 款教育費、4 項社会教育費、説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5 番（江刺家静子君） 宇漢米館オープニングイベントとかいろいろ行われたわけですが、絵画を寄附されたという方がいらして、あったようですけれども、その展示、決算とこれは関係あるかどうかあれですけれども、でもちょっと教育長等からお聞きしたいのですが、展示場所が階段の手すりみたいなところにくっつけてあるのですが、ほとんど見る事ができないというか、本当はもう少しそばに行ってみたいのですけれども、あの場所しかなかったと言われていましたけれども、本当にふさわしくない場所だと思うのですが、変更するというのはいかがでしょうか、そういう要望は出たことはないですか。

○委員長（茶屋 隆君） すみません、皆さん今の質問分かりましたか、私ちょっと耳が遠いせいか、何を展示したかというのが最初のほうちょっと聞き取れなかったけれども、もう一回お願いします。

○5 番（江刺家静子君） たしか「広報かるまい」にも載っていたと思うのですが、紹介されていましたが、軽米町出身の方が書いた絵画です、賞を頂いたものだそうですけれども。私はあの絵は、ちょうどあの場所に、軽米町にふさわしいなと思いました。皆さんは見たことがないというのは、あんなに大きな絵を見たことがないということは、目立たない場所に展示されているからではないかなと思います。あれの場所を変えてはどうかという声はなかったのでしょうか、お伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） 寄贈を受けた絵画の展示場所につきまして、一旦その大きさという部分がありました。畳 2 枚分ぐらいになるのでしょうか、かなり大きな大作を頂戴したという形になっています。かつ重さがある、あと近くで見たいというお話もありましたが、触れられると困るという部分もございます。高いところにつるすと、当然地震等での落下等という部分もありましたので、金属製の手すりという部分で、私どもで場所のほうは選定したというような形になっております。今現在場所という部分については、確かに絵画があそこでいいのかという議論は耳には入っておりますが、何せ事情がいろいろあるということでご理解い

ただければと思います。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい、ありがとうございました。

○委員長（茶屋 隆君） ほかにございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 郷土芸能についてお伺いしたいのですけれども、今週末お祭り、軽米秋まつりがあって、郷土芸能の方々もまず行列の中に入るかと思うのですけれども、毎回お祭りの会議等が出るのが郷土芸能で出る団体が少ない、どんどん減っていついて。あれ何とかしなければならないのではないかというのが、逆に軽米秋まつりのほうの場に出ているのですけれども、ただ郷土芸能を育成、支援するのは教育委員会事務局であると、ここに補助金が30万円というふうな形であるわけのですけれども、その辺のところも当然耳に入っていると思うのですけれども、教育委員会事務局は教育委員会事務局として軽米秋まつりを支援する意味でも、また軽米町全体の中においてでも郷土芸能の育成といいますか、継続支援というふうなのは当然やっていかなければならないと思うのですけれども、その辺のところどのような強化事業をされてきたのか、また今後どのように考えているのかお考えあればお伺いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

実際少子化ということで、各団体のほうが厳しい、あるいは活動休止になっているという現実については認識しております。各団体あるいは郷土芸能保存会の役員会等でも話はお伺いするのですが、どうしても担い手になる方及び将来の担い手になるお子さんたちがなかなか集まらないというような形ですし、あと子供たちはクラブ活動とか、そういう部分での時間等もなかなか定期的には取れないというようなご事情もあるようでございます。特段今特効薬的な部分での考えのほうは持ち合わせていませんけれども、郷土芸能保存会の方々と相談しながら支援できる部分について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中村委員。

○6番（中村正志君） 郷土芸能については、郷土芸能らしい芸能といいますか、というのも含めて学校単位で以前小学校等でやられていたのが現在統合等によって、それができなくなった、まだ地域に残っているものとかあるかと思うのですけれども、その辺はどのように把握されていますか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） 一例で申し上げますけれども、小軽米小学校では学校の授業の中に沢田神楽を取り入れたいと、講師派遣ということで教育委員会事務局のほうに申請がありまして、こちらのほうで経費を見てというような形でのお手伝いはしていると、令和５年度に関しては。そういう部分、学校のほうからこういうことをしたい、あるいは取り次いでほしい、金銭的な部分の援助をしてほしいというのがあれば、その部分につきましてはお手伝いできる部分はしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。中村委員。

○６番（中村正志君） 非常にいいことをお伺いしたなと思っていました。確かにそのような形で、学校の主体的な姿勢があれば一番いいことではしょうけれども、そういうのが学校の先生方も転勤等で替わるということで、なかなかそういうふうなのが忘れられてしまう場合があるかと思うのですけれども、そういうのをあるところでは地域でやっているものを学校で取り入れてもらえないかとか、そういうふうなものを教育委員会事務局のほうで積極的に学校の校長先生方にお話しして、今みたいな授業に取り入れていただいて郷土芸能を継続してもらえないかというふうな相談をしていただければ非常にまた違うのではないかと思いますけれども、そういうことはどのようにお考えなのか教育長からお伺いできればと思いますけれども。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会教育長、小林昌治君。

○教育長（小林昌治君） それでは、ただいまの郷土芸能を学校で取り扱うということについてのご質問にお答えします。

今現在どの学校でも郷土芸能に取り組んでおります。限られた授業時数の中での取組になります。地域あるいは町民の方々から要望する全てには答えられない部分になると思いますが、学校でできる限りの時数と、それから郷土芸能に対する理解というのは学校責任者及び教職員、また生徒たちにも伝わっているものだというふうに考えております。現在の取組が続くよう支援してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中村委員。

○６番（中村正志君） ありがとうございます。郷土芸能については、特に高校なんかは逆に郷土芸能があ的高校にあるから、郷土芸能をやりたいから高校の選択というふうな部分を考えている生徒も中にはいたというような話、特に伊保内高校なんかはそういうふうなことで、軽米町から伊保内高校を選択してあっちに行ったというふうな話も聞いたりしております。やはりそういうふうなものは非常に興味ある部分だと思いますので、その辺を大事にしていっていただきたいなと思いますけれども。

関連しまして、一般質問でもちょっとあったのですけれども、前に1回だけではない、2回、3回と私も聞いたことがあるのですけれども、郷土芸能の備品の置く場所がないということで、やはりどこか町として保管する場所を提供できないものかというふうなことをもう何年も前からある方から提案されてはきていたのですけれども、なかなかそれが受け入れてもらえていない。先日は旧中央公民館、祭りの山車とかそういうふうな備品をというふうな話もありましたけれども、そういうのもあるかとは思いますが、郷土芸能の備品というふうなものもそういうふうに着くところ困っている団体等がある。毎日使うわけではないからということだと思えるのですけれども、そういうふうなところの住民の要望に応えるようなところもあってもいいのではないかと思いますけれども、その辺のところはお聞きになっているのか、またその辺をどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ただいまの委員のご質問にお答えいたします。

郷土芸能の備品等の保管というのは、私が来てからは直接耳にしておりません。昨年以前の部分については把握しておりません。申し訳ございません。あと、そういう部分での保管場所の確保という部分ですけれども、教育委員会事務局のほうでお手伝いできるのは公民館等を建てる場合の補助という形でのお手伝いはできるかなと思います。郷土芸能自体、各地域で活動しているという部分は多いと思いますので、そういう部分でのご相談には乗ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中村委員。

○6番（中村正志君） 今のお話だと郷土芸能は各地域でやっているから、自分たちで、地域だけでやればいいと、地域の中で保管する場所を建設するのであれば支援はしますよというふうに聞こえましたけれども、郷土芸能というのは地域でやっているかもしれませんけれども、町全体としての宝というふうな部分での考え方もあってもいいのではないかなと、それをその地域でできなくなったから、ほかの地域の人たちも含めて町全体として継承しようとか、そういうふうなことを指導していくのが教育委員会事務局の仕事ではないのかなと私は思うのですけれども、今の言い方、答弁の仕方とすれば、何かそれで終わってしまうような気がするのですけれども、郷土芸能をもう少し町全体として考えてほしいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ちょっと休憩をお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前10時35分 休憩

午前 10 時 36 分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

教育委員会教育長、小林昌治君。

○教育長（小林昌治君） 失礼しました。ただいまのご質問、要望についてお答えいたします。

地域から要望がございましたら場所、それから要望に応えられるかどうか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔委員長、副委員長と交代〕

○副委員長（西館徳松君） 茶屋委員。

○8 番（茶屋 隆君） 関連してですけれども、私は旧中央公民館の活用ということで、各山車団、そのほかに自主防災組織とか、実は駒踊りの部分でもちょっと、全部から聞いたわけではないですけれども、一部の方からお聞きして、置き場所がちょっと狭いのかなということでしたけれども、私とすればまず山車団と地域防災組織のところから始まっていて、これからそうすれば各地区の、米田であれ、山田のそういった郷土芸能でも現在どうやっているかなというのを調べてから言おうと思っていたのですけれども、私もやっぱりそういうふうなことも関連して、物を置くところがあれば練習もできる、今中村委員が言うとおりの、そういったことをこれから考えて、教育長も言いましたけれども考えてくださるのであれば、やっぱりそういったことをみんなで住民の方たちから聞いて把握して、支援していけばいい方向に行くのかなと思いますので、それは非常にいいことだと私も思います。

以上です。ですので、今後そういうふうにしてくださればいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副委員長（西館徳松君） 教育委員会事務局教育次長、古館寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古館寿徳君） ただいまいただいた意見プラス各団体等、地域の方々等からちょっと意見等をちょうだいしながら検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

〔副委員長、委員長と交代〕

○委員長（茶屋 隆君） 委員長を代わります。

細谷地委員。

○10 番（細谷地多門君） 郷土芸能、今前段でそれぞれの委員が申し述べたように減少傾向にあって、それを継続するには大変困難を来しているというようなことは私も非常に切実に感じております。私どもの集落でも神楽があって、細々と神様の信仰、

伝統を守りながら何とか続けている状況なのですが、やっぱり練習場所です。中村委員とか茶屋委員長がしゃべるのも分かるのですが、必ずしも的を射ていないところもあるなと思って、私は聞いていました。

ということは、ふだんうちの若い人たちの神楽もそうですが、自治公民館使うのだよね、道具の関係で。練習はそうあるみたいです。だから、衣装とか大きいかさばったものとか、本番でしか身にまとわない、使わないというふうな、そういう備品は確かに今中村委員が先ほどからしゃべっているとおり、保管場所が必要だかもわかりません。それは要望があれば応えればいい話。それから、ふだんの練習はそれぞれの集落の工夫で、まず大体どこで練習するかといえば地元で練習するのです。ここまで来て、ここに預けておくからといって、ここに来て持っていくなんていうのはなかなかそれは大変な話で、長いシーズン保管するのはいいですよ、練習期間というのは集中してやるものですから、いつも通年でやれるわけではないですから。やっぱりその地域に実情に見合った関係できちっと地域から要望等があれば対応していただくというようなことである程度地域に任せる姿勢が私は大事なかなと思っていました。これは間違った判断ではないと思っていました。

私の意見をしゃべりましたが、教育委員会事務局としてもその辺を考慮しながら対応していただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） まとめて、あるいは地区のほうで、ご意見いろいろあるというのも今分かりましたので、その辺も皆さんからお聞きしながら検討してまいりたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、5項保健体育費、説明お願いいたします。

教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） では、10款教育費、5項保健体育費、ご説明いたします。主要施策の説明書は23ページ、決算書は182ページからとなっております。

（1）、生涯スポーツの振興ということで、①、軽米町総合体育大会の開催ということです。アからカまでの事業を予定しておりましたが、ア、イ、ウに関しては開催いたしました。エ、オ、カについては協議の上、中止という判断をしております。事業費については1万6,000円です。

②ということで、芝桜スポーツフェスティバルの開催ということで、5月から6月、町内の体育施設のほうで7つの競技、8つの大会が開催されております。それぞれの大会への補助ということで、事業費28万5,000円を支出しております。

③、軽米町体育協会活動費補助、こちら体育協会への活動費補助ということで90万円を支出しております。

④、チャレンジデー2023開催ということで、こちら特段のイベント等は組みませんでしたけれども、ラジオ体操等ということで昨年最後の大会という形で開催しております。事業費は、こちらございません。

(2)、学校給食の推進ということですが、①、学校給食運営事業、こちら軽米教育施設運営会のほうへ委託しております給食共同調理場の運営に係る委託料となります。8,593万8,000円の事業費となっています。

②ですが、一般財団法人軽米教育施設運営会退職者退職給付金補助金ということで100万円、こちらですが、委託料に含めると消費税の精算の関係でおかしくなるという形での税理士からの指摘を受けているという部分で、委託料とは別枠で設けている部分であります。事業費は100万円となっております。

(3)ということで、体育施設の整備・充実ということで、令和5年度に関しましては町民体育館の地下に重油のタンクがあったのですが、そちらが老朽化ということで危険と判断されましたので、地下のタンクを廃止し、地上のほうに新たに暖房用の燃料を入れるタンクを整備いたしました。

以上、5項の説明を終わらせていただきます。

○委員長（茶屋 隆君） 10款教育費、5項保健体育費、説明が終わりました。質疑を受けます。質疑ございませんか。

中村委員。

○6番（中村正志君） 施設の関係に含まれるのかどうか分からないのですが、ハートフル・スポーツランドでシバザクラは10年以上前から植えて、一時期はシバザクラの名所地にもなったのですが、ここのところ全くシバザクラが咲いていないという状況なようですけれども、今後あそこのシバザクラはどのようにしようと考えておりますか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） お答えいたします。

経費をかけて何年かにわたってシバザクラ、一時期はかなり咲き誇ったという時期もありましたけれども、土質が少し合わないのと、それから除草シートを管理のためにやっている部分がシバザクラの生育にはよくないというような形でアドバイスをいただいている部分もあります。これからという部分ですが、まだそこまでは検討していないというような状況となっています。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 最近植えたのでも咲いていないという状況もあるようですので、場所にもよるのかなと、それは私もよく分かりませんが、ただ、せっかくシ

バザクラが一時期咲き誇った。そして、それに併せて芝桜スポーツフェスティバルというふうなのも開催したということで、各競技団体等でもスポーツフェスティバルを継続してやっているというふうなことで、ほかの市町村からもお呼びしてやっているのであれば当然この芝桜スポーツフェスティバルは継続されるのではないかと思いますのですけれども、そのためにも何らかの方法で、もう咲かないからやめたということではなく、場所を選定しながらでもいいから、別にハートフル・スポーツランドに限ったことでなくてもいいと思うのですけれども、どこか適地を探しながらそんなに大げさでなくてもいいから、少しずつでもいいからそれを植栽するというふうな考え方もあっていいかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

土質等々の部分、専門家の方にも少し相談しながらという部分、場所等も含めて検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 最初の186ページの一番下の使用料及び賃借料、ゲートボール場敷地借上料212万7,967円、これは毎年契約しているのか、それとも何年間契約で年ごとに分けて払っているのでしょうか。というのは、最近このゲートボール場が使われることがなくなってきた、特に今年は暑かったのと雨が続いたときもありました。いつもきれいに除草して、いつでも使えるようになっていたのですが、今年の場合はかなり荒れていましたけれども、これは毎年1年ごとの契約で借りているのでしょうか。

○委員長（茶屋 隆君） では、説明よろしく願いいたします。教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ゲートボール場敷地借上料は、単年度で契約しております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 管理はどなたがそういう整備というか、管理などは誰がやるのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） お答えいたします。

こちらゲートボール協会というふうに認識しております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい、ありがとうございました。

○委員長（茶屋 隆君） 中村委員。

○6番（中村正志君） 関連しまして、そこにあるB & Gプールですけれども、小学校、中学校のプールにもなっているようですけれども、一般の方々の利用状況はどういう状況でしょうか。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） すみません、少しだけ時間いただけますか。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午前10時50分 休憩

午前11時00分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を始めます。

先ほどのB & Gの一般の方の利用者についての答弁を教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君、お願いします。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） 先ほどの委員のご質問にお答えいたします。

令和5年度ですけれども、約200人ということで集計のほうが出ております。以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。中村委員。

○6番（中村正志君） この数字が多いのか少ないのかちょっと分からないのですけれども、開館日数にもよるかと思うのですけれども、現在どのように捉えているか分からないのですけれども、一般が入ってもらうための時間等を含めたときにどういう状況と捉えていますか。さっぱりお客さん来ないなというふうに考えているのか、経費は当然かかっているでしょうから、その辺も含めてどのようにお感じになっているのか。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） ただいまのご質問にお答えいたします。

少し私の考え的な部分もあるかと思いますが、大人の200人というのは決して多い数字ではないのかなというふうには感じます。ただ、お子さんが学校等も含めてですけれども、2,100人ほど令和5年度は利用いただいているということがありますので、まず大人という部分に限れば少ないような印象は受けますが、それなりの利用はいただいているというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんでしょうか。なければ、10款教育費を終わります。

○5番（江刺家静子君） すみません。

○委員長（茶屋 隆君） では、江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 教育費でいつも聞きたいと思っていて、基金のところまでいってしまうのですが、奨学金のことについてお聞きしたいのですが、奨学金という科目はないのですが、よろしいでしょうか。

〔「どこだ」と言う者あり〕

○5番（江刺家静子君） 育英奨学金、教育委員会事務局の。育英奨学金を現在何人ぐらいの方が利用しているか、そして返済中の方が何人ぐらいいらっしゃるって、あと滞納とかありますでしょうか、お伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会事務局主幹、輪達ひろか君。

○教育委員会事務局主幹（輪達ひろか君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在奨学金を借りている人数ということで、12名となります。そして、返還中の人数は84名となります。滞納があるかどうかというご質問ですが、数名ございますが、適宜連絡を取りながら解消に向けて進めているところでございます。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） はい、ありがとうございます。奨学金の金額が何年も変わっていないのですけれども、今本当に物価も高くなってきて大変なようなのですが、これからのこととして、奨学金を例えば軽米町に帰ってきた場合は奨学金の返還を免除すると、帰ってきて働いた場合は。よそのところを見ると、例えば5年間以上働いたら、そこからまた免除するとか、いろんなやり方をしているところがあるようです。また、看護師になった場合、保育士になった場合で町で働いた場合は返還しなくてもいいとかとあるのですが、軽米町はそのようなことは考えたことはないでしょうか。

あと、金額がずっと変わっていないと思うのですが、引上げするという考えはないかお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 教育委員会教育長、小林昌治君。

○教育長（小林昌治君） 奨学金の貸与金額、それから返金するときの様々な対応ということのご質問にお答えいたします。

まず、金額につきましては幅広く利用してもらうための全体の予算から考えての金額で進めているものと承知しております。様々な奨学金がございます。活用できる部分が別に町というだけではなくありますので、事情に応じて活用されているものだというふうに認識しております。高校の先生方とも話をすることがあるのです

が、奨学金を借りて大学進学したいとか、そういう子供たちの声は少しずつ少なくなっているのかなというふうに聞いております。質問のあれとは若干違ったお答えのようなことになってますが、いろんな卒業後の様々仕事のことが難しくなっている部分もあって、卒業後にそういう借りた奨学金を返すのを先まで考えて貸与についての希望等を考えている傾向もあるのかなというふうに高校の先生方からは伺ったこともございます。

あと、卒業後の借りた奨学金の返す部分につきましては、様々な生徒があることは承知しておりますが、軽米町に合ったやり方、そういうのは教育委員会事務局だけでなく、町全体として考えていかなければならないことだと思いますので、今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい、ありがとうございました。

○委員長（茶屋 隆君） あとはいいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、終わります。

10款教育費終わって、次は13款災害復旧費、説明お願いいたします。

産業振興課長、小笠原隆人君。

○産業振興課長（小笠原隆人君） それでは、13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費についてご説明いたします。主要施策の説明書については23ページ、決算書は188ページとなっております。

（1）の農業用施設災害復旧費36万9,000円でございます。農地等小規模災害復旧事業費補助金ということで2件分となっております。これについては、令和5年度に8月20日の豪雨で被災した箇所が4か所ございました。その中で2か所分の36万9,000円については、令和5年度で実施完了しております。その中で、あと2件の分、28万6,000円分ですが、これについては春というか、3月の大雪のために現場に重機が行けなくなったというようなところがありまして、令和6年度に繰り越して実施しておりまして、既に完了しております。これは、国の災害復旧事業にのらない40万円未満の復旧事業に対して補助しているものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） 13款の説明が終わりました。質疑ございますか、質疑を受け付けます。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） はい、なし。

◎議案第５号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、次に議案第５号 令和５年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを行います。

町民生活課長、鶴飼靖紀君、説明お願いいたします。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 国民健康保険特別会計について説明いたします。主要施策の説明書につきましては２４ページ、決算書は２０９ページからになります。

まず、国保の被保険者数につきまして、令和５年度末で１，３８３世帯、被保険者数２，１６８人でございます。

国保会計の主な事業につきましては、国保の被保険者の方が医療機関を受診した際の医療費に対して保険給付を行っております。それぞれの保険給付につきましては記載のとおりでございます。

町民生活課分につきましては以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課分、健康福祉課主幹、日向安子君。

○健康福祉課主幹（日向安子君） それでは、健康福祉課健康づくり担当から特定健康診査等事業費について補足の説明をいたします。主要施策の説明書は２４ページ、決算書は２１７ページとなります。

町は、国民健康保険の保険者として加入者の健康管理と併せ、それに続きます後期高齢期を健やかに過ごしていただくための長期的な展望を見据えた健康管理を行う役割がございます。保険者として医療費の削減という目的も兼ねて保健事業を実施しておるところです。

保険者努力支援制度交付金を財源としまして、町の健康課題に基づく保健指導を実施し、教室には４５名が参加いただき、行動変容が認められております。また、個別への支援レター、電話による保健指導を実施したところです。利用の人数については、資料のとおりとなります。また、糖尿病性腎症重症化予防につきましては腎不全、それに至る人工透析の開始を予防、また遅延することを目的に尿中アルブミン測定とその結果を基に受診勧奨を行いました。受診につきましては、ほぼ１００％医療の受診につなげることができました。このほか関連した講演会等を実施しております。特定健康診査等事業費につきましては１，３１０万円となっております。

説明は以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。それでは、質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○５番（江刺家静子君） 毎回お聞きしているのですが、滞納した方に対する指導という

ことで、短期の被保険者証を発行しているということでした。税務会計課のほうの説明もあって、生活困窮、また財産なしとかで課税の取消しというか、そういう方もありましたけれども、現在短期保険証は何世帯の方に出されているのでしょうか。そのうち被保険者は何名でしょうか。うち高齢者、また18歳未満は何人かお聞きしたいと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） ただいまの質問にお答えいたします。

8月末現在で短期証の世帯は73世帯、124名の方に短期証を発行しております。そのうち65歳以上が40名、18歳以下の方が17名となっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 高齢者も、18歳未満の子供もということで、本当はなくなればいいのですけれども。

もう一つお伺いします。子育て支援の立場から就学未満の子供の1人当たりの保険料を半額免除されていますけれども、その対象者は何人で金額は幾らだったでしょうか、何か前にも聞いたような気がするのですが。それから、これがまず18歳まで拡大した場合に金額がどのくらいあれば18歳までこの制度を広げることができるかお伺いします。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 就学児の免除につきましては、令和5年度で28世帯、38名、金額にして26万5,650円となっております。これを18歳以上に拡大した場合、現在の被保数ですが、現在18歳以下の方が106名いらっしゃいます。医療費と公費の均等割につきましては全部で2万3,000円となっております。単純計算で121万9,000円の半額免除であれば経費が必要となってくることとなっております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい、ありがとうございます。

○委員長（茶屋 隆君） あとございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第5号の質疑を終わります。

◎議案第6号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第6号 令和5年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地域整備課長、神久保恵蔵君、説明をお願いいたします。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 議案第6号についてご説明申し上げます。下水道事業特別会計の決算数値につきましては、本会議場で説明しておりますので、主要施策の説明書25ページをもって説明させていただきます。なお、決算書では232ページからとなっております。

実施事業につきまして、（1）の地方公営企業法適用に向けた移行業務が1,310万6,000円でございます。内訳は、公営企業移行支援業務委託料と公営企業会計システム導入委託料となっており、事業の目的及び効果等は記載のとおりでございます。

次に、（2）の公共下水道費につきましては、2款1項1目施設管理費2,948万8,000円でございます。こちらは、主に軽米浄化センターの施設管理に支出したものでございます。

事業の目的及び効果等は記載のとおりとなっております。

説明は以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） 下水道事業特別会計の説明がありました。

質疑を受け付けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑なし。

◎議案第7号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、次に議案第7号 令和5年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、健康福祉課長、竹澤泰司君、説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 主要施策の説明書の25ページでございます。軽米町介護保険特別会計、こちらの実施事業等につきましては、介護保険事業（1）、ケアプラン作成件数、実件数23件、延べ件数228件のプランを作成しております。

大変申し訳ありません、（3）と記載されていますが、こちら（2）でございます。認定調査件数は7件でございます。

事業費につきましては89万5,000円。

事業目的及び効果等につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 軽米町介護保険特別会計の説明がございましたけれども、質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 軽米町介護保険特別会計は、二戸広域で介護保険の事業やっていて、直接言ったことが届かないという一面があるのですが、特別養護老人ホーム

の待機者が相変わらずいるわけですね。これが軽米町の方は軽米町の特養というふうになってはいないですかね、入所するときに本人の希望というか、家族の希望で軽米町とか南郷とかとやっているのですか。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） ただいまの江刺家委員のご質問にお答えします。

待機者は常時いらっしゃいます、新たな申込みがございますので。ただ、在宅での待機者ということであれば、前回ご説明しましたけれども、年間十何名程度、いちい荘についてですが。そちらは随時入所のほうされているようでございます。

入所の順番というか、入所する際に地区で限定しているかということですが、こちらにつきましては各施設にそれぞれ入所申込みいただいております。軽米町の方が例えば二戸市の施設に入所申込みされている、近いところでは南郷に申込みされている、各施設ごとに入所の申込みは行っているものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第7号の質疑を終わります。

◎議案第8号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第8号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、町民生活課長、鶴飼靖紀君、お願いします。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 軽米町後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

令和5年度末の被保険者数は1,876人でございます。実施事業等につきましては、広域連合への保険料負担金の納付につきまして6,932万円でございます。被保険者の方から徴収した保険料を広域連合のほうへ負担金として納付したものでございます。

次に、広域連合保険基盤安定負担金の納付に3,652万2,000円支出いたしました。これは、低所得者の方の保険料を軽減した際に発生する保険料の負担金について、町と県で負担して納付するものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

江刺家委員。

○5番（江刺家静子君） 一昨年からでしたっけか、ある一定以上の所得がある方が2割

の負担になったということだったのですが、3割、2割、1割というふうな人数がどのぐらいになっているか、分かりましたら。

○委員長（茶屋 隆君） 町民生活課長、鶴飼靖紀君。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 最新の負担割合の人数でございますが、1割の方が1,692名、2割の方が120名、3割の方が69名というふうになっております。以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○5番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、議案第8号の質疑を終わります。

◎議案第9号の審査

○委員長（茶屋 隆君） 議案第9号 令和5年度軽米町水道事業会計決算の認定について、水道事業所長、神久保恵蔵君。

○水道事業所長（神久保恵蔵君） 議案第9号についてご説明申し上げます。決算書の詳細につきましては、本会議場で説明しておりますので、主要施策の説明書26ページで説明させていただきます。

実施事業等につきましては、有収水量57万2,858立方メートル、給水件数は年間12か月でそれぞれの総計で3万5,135件、給水人口6,444人、給水戸数は2,413戸となっております。

（1）の建設改良費といたしましては、①、軽米浄水場高圧受電盤機器更新工事1式、②、駒木取水場原水送水ポンプ緊急更新工事、ポンプ1台、③、駒木取水場コンプレッサー緊急更新工事、コンプレッサー1台、④、沼地区配水管布設替工事、延長341.1メートル、⑤、野場配水池配水流量計更新工事、電磁流量計1基、⑥、軽米浄水場No.1排水移送ポンプ更新工事、ポンプ1台の以上について実施してございます。

（2）の原水及び浄水費といたしまして、小軽米・晴高浄水場膜モジュール薬品洗浄修繕1式、笹渡浄水場活性炭ろ過器ろ材交換工事1式を行っております。

（3）、配水及び給水費といたしまして、軽米町水道設備（配水設備）保全業務を実施したところでございます。

それぞれの費用は右側に記載しております。事業の目的及び効果等については、安全な水の安定供給と健全な経営を目的に執行し、施設の維持管理と収入の確保に努めているものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なしですので、質疑を終わります。

◎議案第１０号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、引き続いて議案第１０号 令和６年度軽米町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

歳入について当局の説明を求めます。総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、議案第１０号 令和６年度軽米町一般会計補正予算（第３号）につきまして説明申し上げます。本会議場で概要については申し上げましたので、歳入だけでいいですね。

○委員長（茶屋 隆君） はい、歳入。

○総務課長（日山一則君） 歳入についてご説明申し上げます。

予算書のほうを御覧いただきたいと思いますが、ページ数は７ページを御覧ください。それでは、歳入予算を説明申し上げます。

○委員長（茶屋 隆君） 皆さんよろしいですか。

○総務課長（日山一則君） いいですか。

○委員長（茶屋 隆君） はい、歳入の説明全般についてお願いします。

○総務課長（日山一則君） それでは、７ページを御覧ください。歳入予算の事項別明細書でございます。１１款地方交付税、１項地方交付税、１目地方交付税でございます。補正前の額２７億８，３００万円を８，３７９万９，０００円増額補正いたしまして、２８億６，６７９万９，０００円とするものでございます。こちらにつきましては、普通交付税の算定が終了いたしまして、額が決定となったことから今回増額の補正をするものでございます。こちらにつきましては、令和５年度決定額２５億５，７１９万８，０００円から今年度の決定額が２６億４，８７９万９，０００円と算定されまして、９，１６０万１，０００円の増となっております。

次に、１５款国庫支出金、２項国庫補助金、２目民生費国庫補助金でございます。こちらにつきましては９，０００円を増額するものでございます。内容につきましては、こども子育て支援事業費補助金ということで、児童手当の制度が１０月から改正されまして、それに伴う二戸広域行政事務組合への負担金をそのシステム改修費として歳出予算でも計上しておりますが、それに伴う国の財源となっております。

次に、１９款繰入金、１項基金繰入金、１目財政調整基金繰入金でございます。３億３，２９６万７，０００円を減額するものでございます。こちらにつきましては、先ほど申し上げました普通交付税の額の決定、それから次に説明いたします前

年度の繰越金の額が決定いたしまして、併せて今回補正する事業費の財源を調整し、3億3,296万7,000円を減額するものでございます。

次に、20款繰越金でございます。こちらにつきましては、当初科目設定しておりました前年度繰越金の額の決定により6億2,896万3,000円を補正するものでございます。

8ページを御覧ください。21款諸収入、4項雑入、4目雑入でございます。こちらにつきましては、情報通信施設移転補償費ということで769万6,000円を計上しております。これにつきましては、折爪岳の風力発電事業に伴いましてブレード、いわゆる風車の羽根、それから本体、それを久慈港のほうから折爪岳周辺のほう、今予定しております風力発電の資材を運搬するに当たりまして、途中の伝送路、いわゆる光ファイバー等の支障となる部分を移転するということがございまして、それに伴う補償金ということで歳入に計上しております。歳出予算のほうでは、かかる伝送路の移転経費について計上させていただいております。

それから、次に22款町債、1項町債、1目総務債でございます。こちらは、臨時財政対策債を150万円増額補正するものでございます。こちらにつきましては、交付税の算定とともに決定となったものでございまして、国から地方公共団体に交付される地方交付税の原資が不足した場合は、その不足分の一部を地方公共団体が借り入れて賄うというために発行する地方債でございます。平成13年に創設以来、これまで切れることなく継続しておるものでございます。この金額が交付税の算定の中で決定となったことから、今回150万円を補正するものでございます。

以上、歳入の概要でございます。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、歳入全体について説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑がなければ、歳出に移ります。歳出は款ごとに説明と質疑を行います。

それでは、2款総務費について説明を求めます。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、予算書9ページのほうを御覧いただきたいと思えます。歳出予算の事項別明細を基にご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、こちら8節旅費の8万3,000円の費用弁償の増額補正でございますが、これは会計年度任用職員の通勤手当の増額でございます。なお、各款にわたりまして会計年度任用職員あるいは一般職員が当初予算編成時から配置が変わっておりますので、それに伴って今後執行に支障があるものについて、今回増額の補正をさせていただいております。ですので、2

款、3款、4款という中で2節の給料あるいは3節の職員手当と4節の共済費、それから8節の旅費の費用弁償、これにつきましては一般職員の人件費の増額と会計年度任用職員の増額ということで計上しておりますので、各課からこれから説明が順次行われますが、そこは割愛して説明するようにしたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、戻りまして2目の文書広報費でございます。こちらは、伝送路移転業務委託料683万1,000円ということで計上させていただきました。先ほど歳入の際に雑入、諸収入の中で補償金をご説明申し上げましたが、これが伝送路の支障となる部分の移転に伴う業務委託料となっており、NTTとあと北日本通信への業務委託となります。先ほどの700万円の歳入と差がございますが、既に事業がスタートしておることから、予備費を充当させていただいて事業を進めておるものでございます。

次に、4目財産管理費でございます。こちらにつきましては、24節積立金を計上しております。トータルで3億1,500万円の増額となります。こちらにつきましては、歳入予算でご説明申し上げました繰越金が確定となりました。6億2,896万3,414円が繰越しとなります。地方財政法第7条の規定によりまして、歳入歳出の決算剰余金を生じた場合には、2分の1を下らない金額を翌々年度までに積立てあるいは地方債等の繰上償還に充てる必要があるという規定がございます。その規定に基づきまして、2分の1相当額の3億1,500万円を積立てするものでございます。町債減災基金元本積立に2億円、それから公共施設等総合管理基金元本積立として1億1,500万円を積立てするものでございます。

次に、11目諸費、18節負担金、補助及び交付金でございます。こちらは、二戸広域行政事務組合負担金1万1,000円でございますが、こちら先ほど申し上げましたとおり、国庫補助金で9,000円入ってくるわけですが、児童手当のシステム改修費として軽米町が負担する広域への負担金の増額補正となります。

以上です。

○委員長（茶屋 隆君） 全部説明してもらって。

○総務課長（日山一則君） いや、課が違うので。

○委員長（茶屋 隆君） では、歳出の2款総務費、1項総務管理費の説明が終わりました。

○総務課長（日山一則君） すみません、まだ子ども・子育てのほう。

○委員長（茶屋 隆君） では、説明がなかったところの担当課の方から説明していただきます。では、健康福祉課長、竹澤泰司君、お願いします。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 11目諸費でございます。22節償還金、利子及び割引料でございます。こちら、令和5年度子ども・子育て支援交付金返還金でございま

す。こちらにつきましては、令和５年度の事業費の確定による返還金でございます。
６万４，０００円でございます。続きまして、子育て世帯生活支援特別給付金給付
事務費補助金返還金でございます。こちらも令和５年度の事業費の確定による返還
金でございます。金額にしまして４万１，０００円でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

それでは、続いて２項企画費をお願いします。それでは、政策推進課主幹、鶴飼義
信君、お願いします。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） それでは、２款総務費、２項企画費、１目企画費の説
明をさせていただきます。政策推進課分として２件の事業説明をさせていただきます。

まず、８節の旅費、費用弁償で２５万４，０００円となります。こちらは、軽米
町ふるさと大使を創設して１名大使に任命したところでございますが、その大使の
活動に伴う旅費として予算措置をお願いするものでございます。ふるさと大使につ
きましては、報酬等の費用は発生しないこととなっておりますが、町へのイベン
トへの協力等をいただく際に費用弁償等についてはこちらで負担するということで
想定をしているものでございます。費用の内訳につきましては、大体４回分の東京
都と軽米町の往復費用ということで計上しているものでございます。

続きまして、同じく企画費、１２節委託料８２万５，０００円になります。こち
らは、説明欄に記載がございしますが、かるまい文化交流センター喫茶コーナーの運
營業務委託料として計上させていただいたものになります。こちらにつきましては、
本年６月から宇漢米館の２階喫茶コーナーで地域おこし協力隊が中心となったカフ
ェを運営していただいております。令和６年度につきましては、宇漢米館のオープ
ニングイヤーということで土日を中心とした事業等を中心に行っているところでご
ざいしますが、喫茶コーナーにつきましても基本的には土日営業で現在展開いただ
いているところでございます。今回の予算措置につきましては、これに加えて平日の
営業を試験的に実施いただくための１人分の人件費相当分を積算して予算要求させ
ていただいたものになってございます。

以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、続きまして４項戸籍住民基本台帳費、町民生活課長、
鶴飼靖紀君、お願いします。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） ２款総務費、４項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基
本台帳費、１７節備品購入費について説明いたします。ＩＣ旅券用交付窓口端末機
購入費といたしまして、２８万円の増額をお願いするものでございます。これは、
パスポートの交付用窓口端末を更新するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） それでは、2 款の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑ございませんか。

中村委員。

○6 番（中村正志君） ふるさと大使に神久保さんを委嘱されたようですけれども、ふるさと大使そのものの委嘱要綱というのが多分あるかと思うのですけれども、どのような内容の要綱なのか、口頭でいいですので、説明いただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

軽米町ふるさと大使につきましては、設置要綱を定めまして、設置の目的、役割等を定めてございます。こちらは、令和6年6月26日付で設置したものととなります。設置の目的等を読み上げさせていただきます。本町が誇る美しい自然環境、文化芸術及び特産品等の魅力を広く町内外に発信することにより、本町の知名度及びイメージの高揚を図るとともに、地域振興及び観光振興の促進を目的として、軽米町ふるさと大使を設置するということとしてございます。

大使の役割といたしましては、大使が大使自身の活動の中で本町の知名度等を高める宣伝活動を行っていただくこと、もう一点が本町が実施する各種事業への協力をいただくこと、3 点目といたしまして、本町の発展に寄与する情報発信等を行いながら助言等もいただくということの3つを大きな役割としているところでございます。

委嘱の対象につきましては、当町出身もしくはゆかりのある方で文化、芸術、スポーツ等各分野において活躍している方で、本人の同意を得て町長が委嘱することとしてございます。そのほか、町のイメージアップに寄与する者ということで大きく2つ設けているところでございます。任期につきましては2年ということで、今回の神久保さんにつきましては、令和6年度の任命、途中からの任命となつてございますので、7年度と8年度末までを任期としているところでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。中村委員。

○6 番（中村正志君） ありがとうございます。いずれそういうふうなことに協力していただける方がこれからも、そんなに多くあるわけではないと思いますけれども、これからもたくさん出て軽米町の知名度を上げていただくということは非常にいいことだなと思いますので、アンテナを広く掲げて、そういう人がいたらどんどん協力要請すればいいのかなと思いますので、これはこれで。

もう一つですけれども、喫茶コーナーの委託という説明が今ありました。これ地域おこし協力隊の人が土日やっているということを見ていましたけれども、地域お

こし協力隊の方々の勤務状況といいますか、これそのものが地域おこし協力隊の仕事になっているのか、土日も出ていると休みがないのではないかと心配したりして心配しているのですけれども、その辺のところはうまくやっていると思うのですけれども、その辺のところはどういう状況で、平日やりたいということは全く別な人を雇って営業しようとしているのか、その辺を少し詳しくお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 政策推進課主幹、鶴飼義信君。

○政策推進課主幹（鶴飼義信君） ただいまの中村委員のご質問にお答えいたします。

宇漢米館の喫茶コーナーにつきましては、令和6年度が宇漢米館のオープニングイヤーということで、そちらの企画のほうにまず地域おこし協力隊のお二人から関わっていただいたという経緯がございます。カフェの設置に当たっては、コンセプトの部分だとか、メニューだとか、そういった部分の開発、企画等を主に4月、5月に行っていたいております。カフェの運営につきましては、協議会という形で現在任意の団体をつくっていただいて、その中で運営いただいているということになります。その構成メンバーが地域おこし協力隊の方が中心となっていていただいていると。そちらで土日の営業を6月15日から始めていただいております。それまでといいますか、今現在も週5日勤務の会計年度任用職員という形で地域おこし協力隊の方は携わっていただいておりますので、土日の分は振替えて現在は休暇をいただいておりますということとなります。

土日の営業、いろいろテレビとかラジオ等でも取り上げていただいたこともありまして、8月とかは結構お客さんに来ていただいている状況でもありまして、今度は平日の営業についてもどのくらいお客さんが来るのかとかという部分もやってみようということもございましたので、お一人分を町で手当として、その方々を雇用していただいて、その方が今度は店のほうに立っていただくと。地域おこし協力隊は、それをサポートしながら新しいメニューの開発とか、そういったものにも広げていただくように考えてございます。

そのほか今まで行っていた町でのPR等についても引き続き携わっていただいておりますので、協力隊の方々が今までは全面的にやっていたのを少しずつほかの方にも広げていくといった形で地域おこし協力隊の任務としては、今年度は宇漢米館のカフェが中心になるのですが、だんだんにそういった形に移行していこうかなということで試験的に行っていくということで考えております。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいでしょうか。

○6番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、3款民生費、健康福祉課長、竹澤泰司君、お願いし

ます。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 3款でございます。1項1目及び3目4節共済費までは人件費分でございますので、こちらは割愛させていただきます。

7節報償費でございます。こちらにつきましては、地域リハビリテーション活動支援指導謝礼ということで、現在岩手医科大学の作業療法士に謝礼をお支払いしてリハビリ教室等を行っていただいております。新たに地区のほうからご要望がございまして、回数を増やしまして県立二戸病院の作業療法士にもお願いして事業を行ってまいりたいと考えております。そちらの作業療法士の報償費でございます。金額につきましては24万7,000円でございます。

続きまして、すみません、説明の関係で5目障害者福祉費のほうからご説明させていただきたいと思っております。こちら21節補償、補填及び賠償金でございます。こちらにつきましては、障害者の支援相談事業でございます。令和6年3月の定例会でも補正をお願いしてご説明したものでございます。二戸市の法人に対しまして、二戸圏域4市町村で障害者の相談支援事業を委託しております。委託契約に当たりまして、こちらのほう、消費税の非課税対象事業と認識していたものでございます。こちらにつきましては、全国的に多くの市町村でそのように認識していたものでございます。令和5年度に国から課税対象事業である旨の通知があったことから、3月定例会に令和5年度障害者相談支援事業に係る消費税相当額を補正予算として計上し、ご議決いただき、変更契約を行ったものでございます。今回につきましては、過去5年分の修正申告を行ったことにより、確定した令和4年度以前の消費税相当額でございます。障害者相談支援事業補償金といたしまして163万9,000円について補正をお願いするものでございます。こちら21節でございます。203万8,000円のうち163万9,000円でございます。こちらですが、二戸地域権利擁護支援事業につきましても同様に消費税非課税事業として認識して契約をこれまでしてきておりました。今回障害のほうでそのような通知がありましたことから、こちらにつきましても同様に今回課税対象事業ということで確認しまして、現年度分の委託料の増額補正、こちらが3目の委託料の58万円で、こちらの権利擁護事業でございますが、内容が高齢者分と障害者分ということで分かれておりまして、高齢者分を3目委託料58万円、障害者分を5目委託料の7万6,000円でそれぞれ今回計上させていただいております。続きまして、過去5年分の消費税相当額ということで、こちら3目21節二戸地域権利擁護支援事業補償金、こちら高齢者分でございます、260万5,000円、5目21節のほうですが、二戸地域権利擁護推進事業補償金66万9,000円、こちらは権利擁護の障害者分ということでそれぞれ計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 3 款民生費の説明が終わりました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

中村委員。

○6 番（中村正志君） 勉強不足で大変恐縮ですが、この二戸地域権利擁護支援事業というのはどういう事業をやられているものなのか、ちょっと教えていただければと思います。

○委員長（茶屋 隆君） 健康福祉課長、竹澤泰司君。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） こちらの事業につきましては、権利擁護のほうの対象となる窓口を各市町村で設置することとなっておりますが、二戸圏域では4 市町村で併せて二戸市の法人ございますカシオペア障連という法人でございます。こちらのほうに委託しているものでございます。内容につきましては、権利擁護に関する相談、それから最初は相談から始まりまして、あとは権利擁護ですので、当然裁判所のほうに申し立てる、そちらに至るまでのサポート等、一貫して事務のほうを行っていただいている事業でございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。

○6 番（中村正志君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） そのほか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、お昼になりますので、4 款からは午後 1 時からやりたいと思います。

それでは、休憩します。

午前 1 1 時 5 7 分 休憩

午後 零時 5 9 分 再開

○委員長（茶屋 隆君） それでは、時間になりましたので、休憩前に引き続き会議を始めます。

4 款衛生費からですが、4 款は人件費ということで、ここは飛ばして 6 款農林水産業費、1 目から 5 目も人件費ということで、8 目生活改善センター等運営費から説明を求めて入りたいと思います。

町民生活課長、鶴飼靖紀君、お願いします。

○町民生活課長（鶴飼靖紀君） 6 款農林水産業費、1 項農業費、8 目生活改善センター等運営費、1 0 節需用費について説明いたします。小軽米生活改善センターの屋根からの雨漏りがひどいため、屋根の修繕料といたしまして 1 4 2 万 3, 0 0 0 円の増額をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 説明がありました。質疑を受けます。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、引き続きまして7款商工費、これも人件費ということで飛ばして、9款消防費、説明をお願いいたします。

総務課長、日山一則君。

○総務課長（日山一則君） それでは、予算書13ページ、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費を説明いたします。こちら8節の旅費と13節使用料及び賃借料を計上させていただいております。こちらにつきましては、分団長の視察研修費用ということで費用弁償31万3,000円、それから運転手、それから担当者の普通旅費2万8,000円、合計で旅費34万1,000円をお願いするものです。また、今回は宮城県利府町で全国消防操法大会が開催されることから、こちらを視察先を選んで実施するという事で中型バスでの移動となります。それにかかります高速道路・駐車場使用料ということで3万5,000円を併せて計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。9款消防費の説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、10款教育費、1項教育総務費、4項社会教育費、これは人件費ということで、そこを飛ばして10款教育費、5項保健体育費の説明をお願いします。

教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君、お願いします。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） では、予算書14ページ中段ですが、ご説明いたします。

10款教育費、5項保健体育費、1目保健体育総務費、8節旅費になります。こちらですけれども、スポーツ推進委員30年永年勤続表彰が該当者確定ということになりまして、全国大会が開かれる宮崎市までの推進委員の方の旅費を補正しようとするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 12款予備費。

〔「特に説明はございません」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） よろしいですか。いいですね、質疑ございませんね。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 13款災害復旧費、産業振興課長、小笠原隆人君、説明をお願いします。

○産業振興課長（小笠原隆人君） それでは、13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目農業用施設災害復旧費でございます。補正額は266万7,000円となっております。これについては、農地等小規模災害復旧事業補助金10件分となっております。1件当たり40万円未満の復旧工事については補助率が2分の1となりますが、これが激甚災害となりますと3分の2になるというところから40万円掛ける3分の2というところと10件分を見込んだものでございます。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 地域整備課長、神久保恵蔵君、2目の林業施設災害復旧費の説明をお願いします。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） ページ数は予算書の15ページになります。それでは、2目林業施設災害復旧費について説明させていただきます。

林道災害復旧は4路線で、主に路盤の流出により被災を受けたものでございます。補正額132万円、10節の需用費が52万2,000円、内訳といたしまして燃料費は2万2,000円で、重機等の燃料費でございます。修繕料は50万円で、被災のあった箇所への修繕をするものでございます。13節使用料及び賃借料は15万1,000円で、重機等借上料となっております。15節の原材料費64万7,000円につきましては、流出した路盤に補充する砕石等を購入するものでございます。

林業施設災害復旧費は以上となります。

○委員長（茶屋 隆君） 2項も続けて説明お願いいたします。

○地域整備課長（神久保恵蔵君） 続きまして、2項公共土木施設災害復旧費、1目公共土木施設災害復旧費について説明させていただきます。公共土木施設災害復旧費は、3か所を予定しておりまして、町道としては2路線、主な被災として路盤流出、側溝破損、側溝埋没となっております。河川は1河川で土羽護岸の流出したものの復旧となっております。事業費といたしましては、10節の需用費が371万3,000円、内訳として消耗品16万9,000円で、これは大型土のう、植生土のう等を購入するためのものです。燃料費4万4,000円は重機等の燃料でございます。修繕料350万円で、先ほど説明した箇所への修繕を行うものでございます。13節使用料及び賃借料37万9,000円につきましては、重機等の借り上げでございます。15節原材料費159万8,000円、これについては被災を受けた砂利道における砂、砕石、切削材等を購入する原材料費でございます。

以上、公共土木施設災害復旧費の説明といたします。よろしくお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 13款災害復旧費の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

◎議案第11号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、続きまして議案第11号 令和6年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明があれば説明をお願いいたします。

健康福祉課長、竹澤泰司君、説明をお願いいたします。

○健康福祉課長（竹澤泰司君） 令和6年度軽米町介護保険特別会計補正予算でございます。

歳出、4ページでございます。こちら人事異動に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。金額につきましては141万7,000円でございます。

歳入につきましても同額を一般会計繰入金として増額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いします。

○委員長（茶屋 隆君） 説明が終わりました。質疑を受けます。質疑ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございます。

◎議案第12号の審査

○委員長（茶屋 隆君） それでは、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて、教育委員会事務局教育次長、古舘寿徳君、説明をお願いいたします。

○教育委員会事務局教育次長（古舘寿徳君） 議案第12号につきましては、本会議場で説明申し上げているもので、追加はございません。

ただ、1か所訂正をお願いいたします。議案第12号関係資料ということで、入札結果表のほうをつけておりますけれども、そちらの単位のところ「千円」となっておりましたが、こちら「円」に訂正をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（茶屋 隆君） 以上、説明がありましたけれども、質疑ございませんでしょうか。質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 質疑なければ、議案第12号の質疑を終わります。

◎総括質疑

○委員長（茶屋 隆君） 本特別委員会に付託されました議案１２件の個別質疑が終わりました。これまで審査した議案１２件について総括的な質疑を行います。質疑漏れありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終了します。
これからまとめに入りますので、当局の方は退席を願います。

〔当局、傍聴者退席〕

◎議案第１号から議案第１２号の討論、採決

○委員長（茶屋 隆君） それでは、まとめに入ります。

討論される方はありますか。なし。

○５番（江刺家静子君） あります。討論というのは、賛成、反対とか。

○委員長（茶屋 隆君） では、反対の議案はありますか。

○５番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○５番（江刺家静子君） 議案の２号、３号。２号が後期高齢者関係の規約の一部変更、それから３号は国保の条例の一部改正する条例について反対です。あと、決算の反対もあります。全部一遍に言ったほうがいいですか。

○委員長（茶屋 隆君） はい。

○５番（江刺家静子君） 決算については議案第４号の一般会計、５号の国保会計、７号の介護、８号。決算は一般会計、国保、介護、後期高齢者医療。
以上です。

○委員長（茶屋 隆君） そうすれば、反対議案は議案第２号、議案第３号、認定議案の
ほうが議案第４号、５号、７号、８号でよろしいでしょうか。

○５番（江刺家静子君） ４号、５号、７号、８号。はい。

○１０番（細谷地多門君） 委員長、反対の中身をしゃべってもらったほうがいい。

○委員長（茶屋 隆君） では、反対の中身。討論もされるわけですね。

○５番（江刺家静子君） はい。

○１０番（細谷地多門君） 当然するべ。

○委員長（茶屋 隆君） 中身を言っただけであれば、賛成討論もあると思いますので。

○６番（中村正志君） 理由は。

○１０番（細谷地多門君） 理由、反対理由。

○５番（江刺家静子君） １号、２号については……

- 7 番（田村せつ君） えっ、2 号、3 号でなかった。
- 10 番（細谷地多門君） 1 号は聞いてないよ。
- 5 番（江刺家静子君） 1 号、2 号ではなくて、2 号、3 号です。すみません、2 号、3 号。
- 委員長（茶屋 隆君） はい。
- 5 番（江刺家静子君） これはあれです、マイナンバーカードをつくるというのは任意であるというふうになっていたわけですがけれども、それがまず保険証をなくするというので、それに伴って資格確認証にするという条例の改正なのですがけれども、そうするとマイナンバーカードが本当に任意でなくなるというふうなことに繋がるということで、まず 2 号と 3 号、後期高齢者と国民健康保険の条例の一部改正は同じような理由で反対です。
- 10 番（細谷地多門君） 4 号、5 号。
- 6 番（中村正志君） 一般会計だ。
- 10 番（細谷地多門君） 4 号は何だ。
- 5 番（江刺家静子君） 4 号が一般会計の決算の認定です。これは会計年度任用職員をまず軽米町では正職員の数よりも会計年度任用職員が多いということで、正規職員のほうをもっと増やして仕事安定していけるようにしたほうがいいのではないかと、会計年度任用職員のほうが多くなってくると、仕事を運営する正規職員の責務というのが本当にますます重くなってくるのではないかとということで、会計年度任用職員の関係、それから宇漢米館の廃棄物の関係の裁判がまだこれが本当に先行きが分からないという、町民負担も増えてくるということで、この辺もはっきりしてほしいということです。
- あと、国民健康保険特別会計の決算に関してはやっぱり子育て支援の立場から、今は小学校入学前までの子供が半額の免除といいますか、なっているのですが、子育て支援の立場からもっと増やしていくことと、それから安心して医療機関にかかれるようにということで、子供や高齢者の短期保険証発行に反対するということです。
- 介護保険特別会計決算については、保険料がずっと上がってきているのですが、県内でも二戸広域は高いほうです。そういう中で、特別養護老人ホームなんかはなかなか入れない、二戸広域で介護保険の運営は行っておりますけれども、本当に安心して介護を受けられるようなことになっていないということでもあります。
- それから、後期高齢者医療特別会計ですがけれども、これも負担率が自己負担が増えてきています。年金も上がらない、物価も高騰する中で、一般会計からも繰入れをして少しでも保険料が上がらないようにするという方策を考えてほしいということで後期高齢者医療特別会計の決算の認定に反対です。

○委員長（茶屋 隆君） そのほかに反対の議案、反対の方いらっしゃいますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○５番（江刺家静子君） すみません。

○委員長（茶屋 隆君） 江刺家委員。

○５番（江刺家静子君） 今軽米町でも議会改革に取り組んでいるのですが、よその例を見ると、例えば反対討論をこれこれと、これこれについて反対ですということで、何回も出たり入ったり、出たり入ったりしないで、最初に多分通告はしていると思うのですが、何号についてと一回で討論をするというふうなやり方をしている議会もあるようです。今回からというわけにもいかないかもしれませんが、いかがでしょうか。

○議会事務局長（関向孝行君） ちょっと休憩して。

○委員長（茶屋 隆君） ちょっと休憩します。

午後 １時２１分 休憩

—————
午後 １時２１分 再開

○委員長（茶屋 隆君） では、再開します。

この後議運がありますので、議運の中で検討するという事でよろしいでしょうか。

○５番（江刺家静子君） はい。

○委員長（茶屋 隆君） 休憩します。

午後 １時２３分 休憩

—————
午後 １時２３分 再開

○委員長（茶屋 隆君） 再開します。

すみません、委員長、こういう経験ないものですから、初めてでございますので、大変ご迷惑をかけます。事務局のほうから聞きながら、一部反対の議案、議案第２号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて賛成の方は挙手願います。

○１０番（細谷地多門君） 起立採決のほうが分かりやすいのではないか。

○６番（中村正志君） もう一回、何しやべっているのか。

○委員長（茶屋 隆君） 議案第２号 岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数です。

次に、議案第３号 軽米町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数。

それでは、議案第4号 令和5年度軽米町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数です。

議案第5号 令和5年度軽米町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数。

議案第7号 令和5年度軽米町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数です。

議案第8号 令和5年度軽米町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（茶屋 隆君） 賛成多数。

次に、承認を求める議案第1号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第2号）の専決処分に関し承認を求めることについて、皆さん賛成でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 議決を求める議案、第10号、第11号、第12号、3件。

○6番（中村正志君） 6号漏れた。

○委員長（茶屋 隆君） んっ。

○7番（田村せつ君） 6号。

○6番（中村正志君） 認定。

○10番（細谷地多門君） 6号が漏れた。

○委員長（茶屋 隆君） 認定を求める議案、議決を求める議案と認定を求める議案6号と9号は。議決を求める議案第10号、11号、12号、しゃべったほうがいいか。

議案第10号 令和6年度軽米町一般会計補正予算（第3号）、議案第11号 令和6年度軽米町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第12号 財産の取得に関し議決を求めることについて、3件は全員賛成ということでよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） では、認定を求める議案6号、9号、2件、議案第6号 令和

5 年度軽米町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第 9 号 令和 5 年度軽米町水道事業会計決算の認定については、全員賛成でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） ありがとうございました。

それでは、委員長報告で特記することがあれば皆さんから何かこれだけは言っておきたいとか、言ってほしいとかというのがあれば委員長報告で報告したいと思いますので、何かあれば。

〔「なし」と言う者あり〕

○委員長（茶屋 隆君） 特にないですか。分かりました。

◎閉会の宣告

○委員長（茶屋 隆君） それでは、これをもちまして会議を閉じます。これにて特別委員会を閉会します。ご苦労さまでした。ありがとうございます。

（午後 1 時 2 9 分）